女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱に関する 意見募集で寄せられた御意見について

標記について、平成24年1月23日から平成24年2月22日までホームページ等を通じて意見を募集したところ、6者から御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要は以下のとおりです。なお、取りまとめの都合上、同趣旨のもの は適宜集約し、今回の改正に関係する御意見のみ記載しております。

規制のあり方等についての御意見

- ・ 有害物質を発散していている場所において送気マスク等を着用した場合における生殖機能等に 与える影響について検討していないのであれば、女性の就労機会を必要以上に狭めないために送 気マスク等を着用した場合には女性の就労を認めるべき。
- GHS分類は、簡易的手法によっており、規制対象物質については、専門家による査読を含め た再検証を行うべき。
- ・ 15 種類のクロム酸塩について GHS 分類をした結果、4 種類に生殖細胞変異原性又は生殖毒性が 認められたのであれば、その 4 種類の物質を規制すればよいのではないか。
- ・ マンガン化合物が対象外であれば、マンガン(マンガン化合物を除く)と記述し、範囲を明確 にしてはどうか。

施行、手続に関する御意見

- ・ 作業環境測定の結果「第3管理区分」となった場合、直ちに女性労働者の就業を禁止せず、健 康診断を実施しながら代替要員の確保や改善措置を施すまで、数日の経過期間を求める。
- ・ 女性の就労の場・就労機会の減少につながらないよう、労働安全衛生法を含め制度間の連携を 図り、周知・遵守を求める。

また、対応に十分な周知期間を必要とする企業について、政策的な支援を求める。

- 女性の就業の場、就業機会の減少の有無など、雇用環境の動向を含めた調査を求める。
- ・ 労働環境に関する法制度の制定・改定の検討を行う場合は、全ての関係者が参加する場で行う ことを求める。